

時短要請協力金の先渡給付を行います！

まん延防止等重点措置区域

1店舗当たり

第三者認証店以外の店舗
(20時までの時短・酒類提供不可) **17.5万円** (2.5万円/日×7日)

県内全域の飲食店

第三者認証店
(20時までの時短・酒類提供不可) **21万円** (3万円/日×7日)

第三者認証店
(21時までの時短・酒類提供可) **17.5万円** (2.5万円/日×7日)

申請期間 **2月22日(火)~2月28日(月)** ※当日消印有効

申請対象

- 先渡給付を受けるには、申請（先渡給付申請）が必要です。
- 2月21日(月)~3月6日(日)の時短要請に全面的に協力いただける方。
- 令和2年11月1日から令和4年1月26日までの時短要請に応じていただき、協力金の**受給実績のある方**。
- 時短要請期間が終了した後に「**本申請**」を必ず行うこと。
- 売上高方式を選択**した方に限ります。

申請方法

FAX, 電子メール, 郵送 のいずれかを選択 (※事業者毎に申請)

<申請窓口>

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

● FAXの場合

099-813-7641

● 電子メールの場合

zitan@kag-manen.jp

● 郵送の場合

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局 宛

先渡給付申請書在中

※ FAXや電子メールで申請できるのは、「先渡給付申請」のみです。「本申請」については、簡易書留やレターパックによる郵送で申請してください。FAXや電子メールで申請しても受け付けられません。

申請書類

先渡給付申請書 (申請書類は、2月22日(火)13時に公開します)

※ 県ホームページからダウンロードすることができます。また、対象区域の地域振興局・支庁、市役所・町村役場、商工会議所・商工会、(公財)かごしま産業支援センターでも受け取ることができます。

！ 先渡給付申請を行った方は、本申請も必ず行ってください ！

- 売上高に応じて算出した協力金総支給額と先渡給付額の差額については、本申請の際に審査の上、追加給付します。
- 給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。
- 本申請に関する詳細については、随時県ホームページなどでお知らせします。

<申請期間 (本申請)> **令和4年3月7日(月)~5月16日(月)**

協力金に関するお問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

電話 **099-295-0286**

詳細は、県のホームページでもお知らせしています。

受付時間 **9:00~17:00 (平日)**

鹿児島県 時短要請協力金

検索